

6 障 第 9 0 号
令和 6 年 5 月 17 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者様

障 が い 福 祉 課 長

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う「重度障害者支援加算」等の取扱い
について（通知）

日頃より本市の障害福祉業務に御協力及び御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において「重度障害者支援加算」の要件が見直
されました。

このことに伴う注意事項を下記のとおりお伝えしますので、ご対応いただきますようお願い
いたします。

また、支給決定の必要がある該当者が複数の地区保健福祉センターにいる場合、市障
がい福祉課でとりまとめの上、各地区保健福祉センターに依頼しますので、その場合は市障
がい福祉課へご連絡ください。

記

1 生活介護・施設入所支援

<改正前>

名称	受給者証標記	要件
重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度支援（重心）	重症心身障害者
重度障害者支援加算（Ⅱ）	重度支援（知的）	行動関連項目 10 点以上

<改正後>

名称	受給者証標記	要件
重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度支援（重心）	重症心身障害者
重度障害者支援加算（Ⅱ）	重度支援Ⅱ	<u>区分 6 かつ</u> 行動関連項目 10 点以上
重度障害者支援加算（Ⅲ）	重度支援Ⅲ	<u>区分 4、5 かつ</u> 行動関連項目 10 点以上

- ・ 区分要件が追加されたことに伴い、令和 6 年 3 月 31 日までに「重度障害者支援加算
（Ⅱ）」の決定を受けていた方で「区分3以下」の方は、**要件に該当しなくなり支給決定がなくな
ります**。この場合、令和 6 年 4 月 1 日付の受給者証の発行を行いますので、各地区保
健福祉センターまで発行依頼をしていただくようお願いいたします。
- ・ また、令和 6 年 3 月 31 日まで 重度障害者支援加算（Ⅱ）の決定を受けていた方が「区分4
以上」の場合、**重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）に該当するため、**各地区保健福祉センタ

ーまで令和6年4月1日付の受給者証の発行依頼をしていただくようお願いいたします。

※これまで重度障害者支援加算（Ⅱ）の決定を受けていた方が、報酬改定後も重度障害者支援加算（Ⅱ）に該当する場合、同じ加算（Ⅱ）でも要件が異なるため、再度支給決定を受ける必要があります。

・なお、今回の報酬改定において重度障害者支援加算（Ⅰ）については要件の変更はありませんが、対象者の要件である「**重症心身障害者**」とは、**重度の肢体不自由(身体障害1級又は2級)と重度の知的障がい(療育手帳の区分が「A」)が重複した状態にある者**のことを指しますので周知いたします。

・その他、今回の報酬改定で新設された「**入浴支援加算**」の対象者の要件は次のとおりですが、現時点で受給者証上の項目が設定されていないため、対象が「重症心身障害者」であっても、受給者証で支給決定を行う必要はありませんが、地区保健福祉センターにおいて特記事項等へ記載する等の対応を行うため、依頼していただくようお願いいたします。

【要件】（留意事項通知より）

- ・(一) 省略
- ・(二) 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、**重症心身障害者**が対象であることから～（省略）

2 短期入所

<改正前>

名称	受給者証標記	要件
重度障害者支援加算	短期支援（強度行動障害）	区分6かつ 行動関連項目10点以上

<改正後>

名称	受給者証標記	要件
重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度支援Ⅰ	区分6かつ 行動関連項目10点以上
重度障害者支援加算（Ⅱ）	重度支援Ⅱ	<u>区分4、5かつ</u> 行動関連項目10点以上

・重度障害者支援加算（Ⅰ）につきましては、利用者の要件、決定コードの修正がないため、令和6年4月1日付の受給者証の発行等はいりません。ただし今後発行される受給者証に記載される名称は変更となりますので、ご注意ください。

・重度障害者支援加算（Ⅱ）につきましては、**「区分4、5」の方が支給決定の対象となります**ので、各地区保健福祉センターまで令和6年4月1日付の受給者証の発行依頼をしていただくようお願いいたします。

3 共同生活援助

<改正前>

名称	受給者証標記	要件
重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度支援Ⅰ	区分6かつ 行動関連項目10点以上
重度障害者支援加算（Ⅱ）	重度支援Ⅱ	区分4、5かつ 行動関連項目10点以上

<改正後>

名称	受給者証標記	要件
重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度支援Ⅰ	区分6かつ 行動関連項目10点以上
重度障害者支援加算（Ⅱ）	重度支援Ⅱ	区分4、5かつ 行動関連項目10点以上

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、従来の要件と同じであるため、令和6年4月1日付の受給者証の発行等はいりません。（決定の名称変更もなし）

4 行動関連項目18点以上の者について（生活介護、施設入所支援、短期入所、共同生活援助）

名称	受給者証標記	要件
生活介護・施設入所支援加算 重度障害者支援加算（行動関連項目18点以上）	重度支援（知的18点以上）	区分4、5、6かつ <u>行動関連項目18点以上</u>
短期入所加算 重度障害者支援加算（行動関連項目18点以上）	重度支援（知的18点以上）	区分4、5、6かつ <u>行動関連項目18点以上</u>
共同生活援助加算 重度障害者支援加算（行動関連項目18点以上）	重度支援（知的18点以上）	区分4、5、6かつ <u>行動関連項目18点以上</u>

- ・ 決定コードの修正が必要であるため、令和6年4月1日付の受給者証の発行を行います。各地区保健福祉センターまで受給者証の発行依頼をしていただくようお願いいたします。

5 その他

- ・ 支給決定の日付について、**原則、令和6年4月1日付での決定**になりますが、報酬を請求する際、**該当する支給決定者を、令和6年4月分の請求の加算対象者とし**ない場合は、**令和6年5月以降の日付で支給決定していただくことが可能**です。

以上